



ベストプラクティス：問題解決のための優れた実践例

!
赤文字：EBMに基づき強く推奨されているところ

感染管理 事前チェックリスト

災害時における水の管理

手順		感染管理のポイント	チェック	理由
1	水道設備の耐震化	広域配水管から施設受水槽への給水管や、受水槽の耐震化を行なう。		断水に加えて、受水設備そのものが破損すると、水の確保に難渋することになる。
2	水源の確保	施設の通常使用量と貯水量を確認する。		断水直後の備蓄量を予測することができる。
		地下水の利用を検討する。		地下水の利用は断水時に有効である。
		地下水は、上水として利用できるよう水質管理を行なう。		地下水は、不純物を含んでいるため、上水として使用できる水質基準に基づいた水質管理が必要である。
		停電時の地下水汲み上げ用電源を確保する。		停電時の電源を確保できないと、汲み上げ用ポンプが稼動できず、利用できない。
3	断水時対応マニュアルの作成	判断・指示命令系統を明確にする。		災害発生後、水の使用に関する方針を誰が決定し、どのように指示を伝達するのか、どのような手順で対応するのか事前に決めておかないと、現場が混乱し徹底されない。
		災害発生時の対応手順を決定する。		
		具体的な節水手順を明確にする。(手指衛生、トイレ対策、部署ごとの対策)		栄養課、透析室、手術室など生命の維持に関わる部署での水の使用は優先されるが、節水を強いられる。また、手指衛生、トイレは水の使用が不可欠であるが、代用物品の準備と工夫で節水することが可能である。
4	断水時対応物品の備蓄	水の使用が不可欠なものに関する物品を3日分程度備蓄する。		支援物資は、3日間程度で供給される見通しが高い。
		給食関連 保存食 飲用水 ディスポ食器 アルミホイル 食品包装用ラップフィルム 汚染水の除染用具(煮沸処理・塩素消毒)		食材の洗浄や調理を必要としない保存食、飲用水が確保されていれば、支援物資が供給されるまでの間をしのぐことができる。 食器の洗浄には大量の水を要するため、ディスポ食器の使用や、食器をラップフィルム等でカバーして汚さない工夫をすることで節水できる。
		手指衛生用物品 アルコール手指消毒剤 ウエットティッシュ(ディスポガーゼ+水) コック付きボリタンク		手指衛生は、感染管理の基本であり、断水、節水が必要とされる状況下でも不可欠である。 ウエットティッシュによる拭き取りとアルコール手指消毒を行なうことで、節水できる。
		トイレ用物品 簡易トイレ用シート(ビニール袋+オムツ・新聞紙) ディスポ手袋		トイレの流水を使用できない場合は、給水シートとビニール袋を使用して処理することができる。 感染性のある排泄物を処理する際は、手袋の着用は不可欠である。

感染管理 チェックリスト

災害時における水の管理

手順	感染管理のポイント	チェック	理由
5 被害状況の確認	受水槽の破損、金属片の混入・沈殿物や混濁の有無を確認する。		受水槽が破損した場合は、直ちに各部署で浴槽などに水を汲み置き、できる限り残っている水を確保する。また、給水車による給水を受けることができなくなるため、他の給水手段が必要となる。 受水槽に異物が混入した場合、上水として使用するためには、濾過処理が必要となる。
	漏水・水道管の破損の有無を確認する。		漏水は、漏電事故につながるため危険である。また、環境の汚染やカビの発生など、感染リスクが高くなるため、防水シートやバキューム掃除機を用いて、早急に対処しなければならない。
6 配水停止	施設内の配水を停止する。		配水を停止して安全確認を行なうとともに、使用の優先順位を決定するまでの、不要な水の使用を避ける。
7 確保水量の確認	受水槽内の貯水量、備蓄の飲用水量、予測される給水量から使用可能な水量を計算する。		水使用に関する優先順位を決定するための根拠となる。
8 下水設備の点検	下水管や汚水槽の破損の有無を確認する。		下水管の破損により、周辺敷地内に汚物が処理されず溢れ出す恐れがある。 下水設備の破損が生じた場合は、水の確保が可能であっても上水道を使用することができない場合がある。
9 優先順位の決定	稼動部署の確認を行ない、水使用優先順位決定シートを用いて、水の使用に関する優先順位を決定する。		限られた水を活用し、施設の機能を維持するため、水の使用は優先順位を考えて使用する必要がある。 【参考】 「京都市防災水利構想」 医療用水の定義:透析・注射及び医療器具などの医療行為に必要となる水と入院患者等の感染防止などに必要となる水 ・透析治療を実施していない医療機関:20ℓ/床/日 ・透析治療を実施している医療機関:150ℓ/透析治療患者数/日 京都市環境防災水利整備計画 平成16年3月より
10 節水方法の周知	事前に作成した手順に基づく節水方法の実施を指示し、手指衛生・トイレにおける節水対策等は、掲示して周知をはかる。		節水対策は、職員だけではなく施設内全ての人の協力が必要である。現場に具体的な節水方法を掲示することで、職員だけではなく患者や面会者等へも周知することができる。
11 節水対策終了の周知	断水が復旧し、通常の対応に変更するよう周知する。		不十分な感染予防策の継続を防止する。
12 使用物品の片付け	掲示物の撤去、代替物品を片付ける。		節水対策終了の情報が伝わらず、不十分な感染予防策が継続されることを防止する。
13 復旧状況の確認	現場で、平時の水使用状況に復旧していることを確認する。		災害時の対応が、ローカルルールとして残っていないか確認する。